

○農業保険法第十二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を定める件

(制定…平成三十年三月二十七日農林水産省告示第六百二十三号)

(改正…平成三十年十月十九日農林水産省告示第二千三百十二号)

(改正…平成三十一年三月二十日農林水産省告示第五百三十四号)

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第十二条の規定に基づき、家畜共済の共済掛金国庫負担金の限度額を次のように定める。

1 死亡廃用共済の包括共済関係（農業保険法（以下「法」という。）第百四十一条第一項に規定する包括共済関係をいう。以下同じ。）に係る法第十二条の農林水産大臣が定める金額は、肉豚以外の家畜にあつては別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する家畜の当該包括共済関係に係る頭数を乗じて得た金額を当該包括共済関係につき合計して得た金額を、肉豚にあつては当該包括共済関係の共済金額をそれぞれ共済金額とし、基準共済掛金率（法第百四十四条第一項の基準共済掛金率をいい、法第百十七条第一項の申出に係る共済関係にあつては、当該基準共済掛金率に、農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号。以下「規則」という。）第七十六条の農林水産大臣が定

める率の法第四百四十四条第三項の共済掛金標準率に対する割合を乗じて得た率をいう。次項において同じ。
）を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金として算定される金額に、二分の一（豚に係るものにあつては、五分の二。以下「国庫負担割合」という。）を乗じて得た金額とする。

2 死亡廃用共済の個別共済関係（規則第四十九条第二項に規定する個別共済関係をいう。以下同じ。）に係る法第十二条の農林水産大臣が定める金額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を共済金額とし、基準共済掛金率を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金として算定される金額に、国庫負担割合を乗じて得た金額とする。

3 疾病傷害共済の包括共済関係に係る法第十二条の農林水産大臣が定める金額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に当該区分に属する家畜の当該包括共済関係に係る頭数を乗じて得た金額を当該包括共済関係につき合計して得た金額に支払限度率（規則第百九条に規定する支払限度率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額（一年未満の共済掛金期間にあつては、その金額に平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十四号（農業保険法施行規則第三条第三項第二号の農林水産大臣が定める係数を定める件）に定める係数を乗じて得た金額）を共済金額とし、基準共済掛金率（法第四百四十四条第

二項第一号の基準共済掛金率及び同項第二号の基準共済掛金率を合計した率をいう。以下同じ。）を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金として算定される金額に、国庫負担割合を乗じて得た金額とする。

4 疾病傷害共済の個別共済関係に係る法第十二条の農林水産大臣が定める金額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ同表の下欄に掲げる金額に支払限度率を乗じて得た金額（一年未満の共済掛金期間にあつては、その金額に平成三十年三月十四日農林水産省告示第五百四十四号に定める係数を乗じて得た金額）を共済金額とし、基準共済掛金率を共済掛金率とした場合に共済掛金期間に係る共済掛金として算定される金額に、国庫負担割合を乗じて得た金額とする。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この告示は、平成三十一年四月一日以後に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に共済掛金期間が始まる死亡廃用共済及び疾病傷害共済の共済関係、当該共済関係に係る保険関係並びに当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

別表第一（死亡廃用共済）

区 分		金 額
搾乳牛	育成乳牛	七一〇、〇〇〇円
	繁殖用雌牛	七三八、〇〇〇円
育成乳牛	育成乳牛（牛の胎児を除く。）	七一〇、〇〇〇円
	牛の胎児	九四、〇〇〇円
育成・肥育牛	育成牛	七三八、〇〇〇円
	肥育牛	九六三、〇〇〇円

別表第二（疾病傷害共済）

牛の胎児			二六八、〇〇〇円
繁殖用雌馬			一、九九八、〇〇〇円
育成・肥育馬			一、九九八、〇〇〇円
種豚			八七、〇〇〇円
種雄牛	種雄牛 （乳用種に限る。）	二、七六二、〇〇〇円	
	種雄牛 （肉用種に限る。）	一、七五七、〇〇〇円	
種雄馬			八、六二三、〇〇〇円
表第二（疾病傷害共済）			
区 分			金 額
乳用牛			八八七、五〇〇円
肉用牛			九二二、五〇〇円
繁殖用雌牛及び育成牛			一、二〇三、七五〇円
肥育牛			二、四九七、〇〇〇円
一般馬			

種豚		一〇八、七五〇円
種雄牛	種雄牛 （乳用種に限る。）	三、四五二、五〇〇円
	種雄牛 （肉用種に限る。）	二、一九六、二五〇円
種雄馬		一〇、七七八、七五〇円

（備考）別表第一及び別表第二の上欄に掲げる家畜の区分の意義は、次に定めるとおりとする。

一 搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬及び育成・肥育馬 規則第一百一条第一項

第一号から第六号までに規定する搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛、育成・肥育牛、繁殖用雌馬及び育成

・肥育馬

二 乳用牛、肉用牛及び一般馬 規則第一百一条第二項第一号から第三号までに規定する乳用牛、肉用牛及

び一般馬

三 育成牛 育成・肥育牛のうち、肥育牛以外の牛

四 肥育牛 育成・肥育牛のうち、肥育（専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることを目的として飼養す

ることをいう。）の対象となるもの